

別表 2 特別管理産業廃棄物の種類と概要

(廃棄物処理法施行令第2条の4による)

種類		説明
廃油		揮発油類、灯油類、軽油類
廃酸		pH2.0以下の酸生廃液
廃アルカリ		pH12.5以上のアルカリ性廃液
感染性廃棄物		病院、診療所等から排出される感染性のある又はそのおそれのある産業廃棄物：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、政令13号廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB、PCB含有廃油
	P C B 汚 染 物	汚泥：PCBが染み込んだもの 紙くず：PCBが塗布され又は染み込んだもの 木くず：PCBが染み込んだもの 繊維くず：PCBが染み込んだもの 廃プラスチック類：PCBが附着し又は封入されたもの 金属くず：PCBが附着し又は封入されたもの 陶磁器くず：PCBが附着したもの がれき類：PCBが附着したもの 事業活動等発生物 <sup>1)</sup>
	P C B 処 理 物	廃PCB等、PCB汚染物の処理で、PCBが基準不適合のもの
有害産業廃棄物	廃水銀等及びその処理物	施行規則別表第1に掲げる施設で生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入されたものを除く。）、水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀及び処分するために処理した物（基準不適合のもの）
	廃石綿等	・石綿建材除去事業 <sup>2)</sup> により除去された石綿 ・石綿建材除去事業で生じた石綿保温材、珪藻土保温材、パーライト保温材、人の接触・気流及び振動等により前記保温材と同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材 ・石綿建材除去事業で使用した石綿付着廃棄物（シート、防塵マスク、作業衣等の用具・器具） ・大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設で生じた石綿及び輸入された石綿で、集じん施設で集められたもの ・特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場・事業場で使用した石綿付着物及び輸入された石綿付着物（防塵マスク、集じんフィルタ等用具・器具）
有害産業廃棄物	有害金属を含む産業廃棄物	1 指定下水汚泥：金属等 <sup>4)</sup> 、揮発性有機化合物 <sup>5)</sup> 、農薬類 <sup>6)</sup> DXN がそれぞれ基準不適合のものとして下水道法施行令で指定されたもの（現在は存在しない） 2 鉱さい：金属類 <sup>3)</sup> が基準不適合のもの 3 その他の産業廃棄物：金属等、揮発性有機化合物、農薬類、DXN それぞれについて、施行令別表第3で規定する特定の排出源（工場・事業場又は施設）で生じたもので、特定有害産業廃棄物であるものは次のとおりである。 ア ばいじん： a 大気汚染防止法施行令に規定するばい煙発生施設で生じたばいじん、Hg が基準不適合のもの b 施行令第7条に規定する汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設で生じたばいじん、1,4-ジオキサンが基準不適合のもの c 大気汚染防止法施行令に規定するばい煙発生施設で生じたばいじん、Cd、Pb、Cr（VI）、As、Se が基準不適合のもの d 施行令第7条に規定する廃プラスチック類焼却施設で生じたばいじん、Cd、Pb、Cr（VI）、Se が基準不適合のもの e 施行令第7条に規定する産業廃棄物焼却施設で生じたばいじん、Cr（VI）、As が基準不適合のもの f DXN 特措法施行令別表第1に規定する特定施設で生じたばいじん、DXN が基準不適合のもの イ 燃え殻： a 施行令第7条に規定する廃プラスチック類焼却施設で生じた燃え殻、Cd、Pb、Cr（VI）、Se が基準不適合のもの b 施行令第7条に規定する産業廃棄物焼却施設で生じた燃え殻、Cr（VI）、As が基準不適合のもの c DXN 特措法施行令別表第1に規定する廃棄物焼却炉で生じた燃え殻で DXN が基準不適合なもの ウ 廃油（廃溶剤）：水質汚濁防止法施行令に規定する特定施設から排出された揮発性有機化合物である廃溶剤 エ 汚泥、廃酸、廃アルカリ： a 水質汚濁防止法施行令に規定する特定施設を有する工場・事業場で生じた汚泥・廃酸又は廃アルカリで、金属等、揮発性有機化合物、農薬類ごとに基準不適合のもの b DXN 特措法施行令別表第2に規定する特定施設を有する工場・事業場で生じた汚泥、廃酸、廃アルカリで、DXN が基準不適合のもの 4 上記1～3の特定有害産業廃棄物を処分するために処理したもので、各廃棄物に該当する有害物質が物質ごとに基準不適合のもの
		輸入廃棄物 <sup>7)</sup> ばいじん 燃え殻 汚泥 これらの処理物

注 1) 事業活動等発生物とは、事業活動に伴って生じたもの及び輸入された廃棄物で日常生活に伴って生じたものをいう。  
2) 石綿建材除去事業とは、建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。  
3) 金属類とは、アルキル水銀化合物、Hg（水銀又はその化合物）、Cd（カドミウム又はその化合物）、Pb（鉛又はその化合物）、Cr（VI）（六価クロム化合物）、As（砒素又はその化合物）、Se（セレン又はその化合物）をいう。  
4) 金属等とは、上記3)の金属類、O-P（有機燐化合物）、CN（シアン化合物）、PCBをいう。  
5) 揮発性有機化合物とは、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンをいう。  
6) 農薬類とは、チウラム、シマジン、チオベンカルブをいう。  
7) 輸入された廃棄物（法第2条第4項第2号）における特別管理産業廃棄物は、施行令第2条の4第9～11号に指定されたものをいう。  
8) ばいじんとは、廃棄物焼却施設、DXN 特定施設の廃棄物焼却炉で生じたばいじん、集じん施設で集められたものをいう。  
9) 基準不適合とは、環境省令（昭和48年総理府令第5号「判定基準省令」又は廃酸・廃アルカリについては廃棄物処理法施行規則別表第2）で定める判定基準に適合しないものをいう。